

# 高知大学イノベーション&ソーシャルインパクト・

## イニシアティブ会議規則

令和8年1月28日

規則第62号

### (設置)

第1条 この規則は、高知大学イノベーション&ソーシャルインパクト・イニシアティブ規則（以下「機構規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、高知大学イノベーション&ソーシャルインパクト・イニシアティブ会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 機構会議は、機構規則第4条に掲げる者をもって組織する。

### (審議事項)

第3条 機構会議は、機構規則第3条に掲げる事項について審議する。

### (議長等)

第4条 機構会議に、議長を置く。

2 議長は、代表をもって充てる。

3 議長は、機構会議を招集し、主宰する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職を代行する。

### (議事)

第5条 機構会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 機構規則第4条第4号から第6号までの委員が都合により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、機構会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

### (事務)

第7条 機構会議の事務は、研究国際部研究イノベーション課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。